

## 行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	戸籍	中条町担当	保健福祉課	町民係	担当者名	
分科会	1	住民分科会	調整項目	7	埋・火葬許可証の発行	黒川村担当	住民課	戸籍係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
受付	<p>1. 新発田広域葬祭センタ - (受付時間 8:30~17:00)</p> <p>【平日】</p> <p>死亡届受付。</p> <p>死体埋火葬許可証の作成・交付を行う。</p> <p>火葬日時を電話で行う。</p> <p>新発田広域葬祭センター等使用申請書の作成・交付を行う。</p> <p>新発田広域葬祭センター等使用料の受領・領収書交付を行う。</p> <p>弔電(中条町住民登録者)を電話で郵便局に連絡する。</p> <p>町長室へ死亡者・申請者の住所、葬儀日程、葬儀場所を連絡する。</p> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警備員が業務を行う。</li> <li>～ は(1)と同じ</li> <li>は、平日の朝に連絡する。</li> <li>住民基本台帳閲覧簿(本籍地あり)を前日にわたす。</li> <li>おつりとして、7,000円×休日分(年末年始は3日分)を前日に渡す。</li> <li>休日に勤務する警備員を日直代行員として任命し、死亡届受付1件につき630円を支払う。(1ヶ月の合計を翌月振込む)</li> </ul>	<p>1. 新発田広域葬祭センタ - (受付時間 8:30~17:00)</p> <p>【平日】</p> <p>死亡届受付。</p> <p>火葬日時を電話で予約確認。</p> <p>埋火葬許可証・新発田広域葬祭センタ - 等使用申請書作成。</p> <p>使用料を受領し領収書と の許可証等を交付。</p> <p>総務課長へ死亡者の住所、氏名、生年月日(年齢)、死亡年月日、喪主(続柄)、葬儀の日時と場所を連絡する。</p> <p>事項は各課にも回覧する</p> <p>新発田広域事務組合に使用料の納入</p> <p>【休日】</p> <p>警備員が ~ までの業務を行う。</p> <p>(上記業務に必要な申請書類等は前日の閉庁時に引渡す)</p>	本庁、支所で中条町の例により統一する。	

現 況		調 整 方 針	備 考																									
記載事項	中 条 町			黒 川 村																								
	<p>2 . 新発田広域葬斎センター以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、1と同じ。</li> <li>・火葬の予約を行う予定の場所の市町村、または火葬場へ電話予約する。(使用料の受領はしない)</li> </ul> <p>3 . 新発田葬斎センター使用料金の納入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入日時等は、特に定めてなく随時納入している。</li> </ul> <p>4 . 改葬許可</p> <p>改葬許可申請書(墓地管理者の承諾のあるもの)受付。</p> <p>改葬許可申請書をコピーし、台帳に綴る。</p> <p>改葬許可の発行を行う。</p> <p>必要に応じて、火葬の予約を行う。</p>	<p>2 . 新発田広域葬祭センタ - 以外</p> <p>死亡届受付、該当する市町村へ葬祭場の予約をしてもらう。</p> <p>当村からは埋火葬許可証のみ交付し、届出人には関係する市町村で使用する葬祭場の手続きを行ってもらう。</p> <p>の業務を行う</p>																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>63</td> <td>63</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>0</td> <td>16</td> <td colspan="2">16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63</td> <td>79</td> <td colspan="2">16</td> </tr> </tbody> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町	63	63	0		黒川村	0	16	16		計	63	79	16	
財政への影響額				単位：千円																								
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																									
中条町	63	63	0																									
黒川村	0	16	16																									
計	63	79	16																									
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田広域事務組合条例</li> <li>・墓地・埋葬等に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田広域事務組合条例</li> </ul>	備考 平成15年度当初予算ベース																									